

## 災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

### 1 趣旨

災害時における死者・行方不明者等の氏名等の公表について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおり公表方針を定める。

### 2 用語の定義

- (1) 災害 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 行方不明者 : 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (3) 安否不明者 : 行方不明者となる疑いのある者
- (4) 死者 : 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

### 3 公表の基準（個人情報の取扱い）

#### (1) 個人情報の利用目的

法第61条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的を下記のとおり取り扱うものとする。

##### ① 個人情報取扱事務の名称

- ・ 災害時における死者・行方不明者等のリストの取扱いに関する事務

##### ② 個人情報の利用目的

- ・ 行方不明者及び安否不明者（以下「行方不明者等」という。）の捜索
- ・ 救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、行方不明者等の絞り込みが必要である場合における行方不明者等の氏名等の公表

##### ③ 個人情報の収集先

- ・ 市町村

#### (2) 行方不明者等

行方不明者等の氏名等は、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。次の要件をすべて満たす場合は、法の規定の趣旨を踏まえ、氏名等を公表する。なお、公表した後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

- ア 氏名等を公表することが、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。

#### (3) 死者

死者に関する情報については、法の対象ではないが、死者に関する情報が、遺族等に関する個人情報になる場合があることから、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- 〔 ア 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。  
イ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること。 〕

【行方不明者等及び死者の公表基準（総括）】

区分	救出・救助活動の効率化・円滑化に資する	住民基本台帳の閲覧制限	家族（遺族）等の同意の状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし	同意	公表
		あり		非公表
死者	×	なし	同意	公表
		あり	不同意	非公表

4 被災状況と併せて、公表する情報は、原則として氏名、住所（市町村（大字まで））、性別、年齢又は年代とする。

5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

6 公表に係る役割分担

- (1) 県 : 死者・行方不明者等情報の一元的な集約，調整  
氏名等の公表に係る可否判断  
死者に係る遺族等の同意確認（災害の規模・状況に応じて市町村と連携して対応）  
氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村 : 市町村域における，死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査  
死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認  
死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供  
※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。
- (3) 警察本部・第十管区海上保安本部 :  
人的被害の事実確認，県及び市町村との情報共有

7 その他

- (1) 県は、3に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し対応する。
- (2) この公表方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱う。
- (4) 令和4年5月13日 初版，令和5年3月31日 見直し